

第14回 南越前町農業委員会 総会議事録

令和7年7月25日（金）午後1時30分から南越前町役場別館2階第1会議室において、第14回南越前町農業委員会総会を開催した。

○議事

<審議事項>

- 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議案第3号 農地の地目変更届について
- 議案第4号 現況証明申請について
- 議案第5号 南越前町農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について

<報告事項>

- 報告第1号 専決処分の承認について
(農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について（5月利用権））
- 報告第2号 専決処分の承認について
(農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の決定について（6月利用権））

その他

- 農地パトロールの実施について
- 雇用のある事業者の熱中症対策の義務化について

出席委員 10名		欠席委員 0名	
委員番号	氏名	委員番号	氏名
1	加藤 幹雄	1	
2	今村 晃一	2	
3	山内 正美	3	
4	井上 典宣	4	
5	井上 昇	5	
6	堀井 武司	6	
7	石山 清孝	7	
8	井上 重治	8	
9	小不動勝史	9	
10	神戸 一喜	10	
事務局長	石渡 貴教		
書記	奥谷 恵美		

議事録署名委員

5番 井上 昇

6番 堀井 武司

【開会】 午後1時30分	
事務局長	<p>それでは、ただ今から第14回南越前町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27号第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>開会にあたりまして、山内会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
【会長あいさつ】	
山内会長 ※以下議長	あいさつ
【議事録署名委員の指名】	
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日の議事録署名委員でございますが、5番 井上昇委員と6番 堀井委員をお願いいたしたいと思います。次回、総会開催日に議事録への署名・押印をお願いいたします。</p> <p>それでは、南越前町農業委員会会議規則によりまして、これ以降の議事進行を山内会長お願いいたします。</p>
【議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について】	
議長	<p>本日の総会に入ります。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。</p> <p>事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、事務局よりご説明いたします。</p> <p>今回農地法第3条の規定による許可申請についてご説明させていただきます。</p> <p>議案書は、1ページ番号をご覧ください。</p> <p><small>ゆずりわたしにん</small>譲渡人は大阪府にお住まいの●●さんで、<small>ゆずりうけにん</small>譲受人は関ヶ鼻にお住まいの●●さんです。</p> <p>今回の申請地は●●、現況が畑 面積 274 m²です。位置につきましては、別にお配りしている資料の1ページの黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。次に、資料2ページは現地の様子です。</p> <p>当該農地は、実際に管理されているのは所有者の●●さんの弟の●●さんで、自宅の向かいに該当農地があり現在も譲受人の●●さんが管理されています。●●さんは遠方に居住されていることから、譲り受けるというものです。</p> <p>農地法第3条を許可する上での要件ですが、申請書に記載された内容が審査基準の項目ごとに適合するか否かにつきましては、資料3ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号には特段該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を石山委員さん、お願いします。</p>
石山委員	<p>はい、報告いたします。7月16日に井上重治委員、事務局長、事務局、私の4人で現地確認を行ってまいりました。現在すでに、譲受人の●●さんが畑として利用されており、●●さんの自宅の向かい側に当該農地があることから、許可する上で問題ないと判断いたします。以上です。 よろしくをお願いいたします。</p>

議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第1号に対し、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第1号は決定いたします。</p>
【議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について】	
議長	<p>次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を、議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>今回農地法第5条の規定による許可申請は1件です。</p> <p>それでは、議案書の2ページをご覧ください。</p> <p>譲渡人は久喜にお住まいの●●さん、●●さんの2名で、譲受人は●●さんです。申請地は●●の2筆、現況はいずれも田で、面積合計771㎡です。</p> <p>位置につきましては、資料の4ページをご覧ください。黄色の枠で囲ってある箇所が申請地でございます。次に、5ページは現地の様子、6ページから8ページにかけては配置図および施設図を付けております。当該農地では農作業小屋の建設を計画しております。当該地の東側には●●さん農機具倉庫がございます。久喜地区はほぼ認定農家である●●さんが集積・集約されており、今回の農作業小屋には乾燥調製の機材等を整備していく予定とのことです。</p> <p>次に、許可する上での判断について説明いたしますので、資料9ページをご覧ください。まず、当該農地の●●は農振農用地です。また、●●は農振農用地ではなく、パイプライン等の農業公共投資をされておらず中山間地域に存在することから、立地基準(A)～(D)以外の農地で第2種農地と判断されます。農振農用地および第2種農地につきましては、原則許可できないこととなっておりますが、町の農業振興に寄与する施設整備であると認められるため、町の農業振興地域整備計画を農業用施設用地として軽微な用途変更をし、転用が可能となっております。一般基準の判断については、該当するものはございません。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を井上重治委員さんをお願いします。</p>
井上委員	<p>はい、報告いたします。9月17日に先ほど同様に4人で現地確認を行ってまいりました。農作業小屋の建設による農地転用についてですが、農業に必要な機械を入れるためのもので、この場所に建設することで、認定農家としての利便性や生産性が向上され、地域農業の振興に資するものと判断できますので、問題ないと思われまます。以上ですよろしくお願いたします。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>無いようでございますので、お諮りします。</p> <p>議案第2号に対し、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第2号は原案のとおり決定いたします。</p>
【議案第3号 農地の地目変更届について】	
議長	<p>次に、議案第3号「農地の地目変更届について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>今回、農地の地目変更届についてご説明します。</p> <p>議案書は3ページをご覧ください。</p> <p>申請人は、燧にお住いの●●です。申請地は、●●の田、面積は、310㎡と19㎡です。</p> <p>位置につきましては、資料10ページをご覧ください。赤矢印で示している箇所が申請地です。11ページの写真は現地の様子です。</p> <p>申請理由は、畑として利用したいということで、地目も畑としたいというものです。</p> <p>以上です。事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ただ今、事務局から説明がありました案件について、現地確認の報告を石山委員さんお願いします。</p>
石山委員	<p>はい、報告いたします。申請地は、現地の状況からみましても、草刈りの管理をしているだけの状態であり、畑として利用するのであれば、地目変更にあたっては問題ないと判断いたします。以上ですよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>他にご質問が無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第3号について、地目変更の認定をすることに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第3号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【議案第4号 現況証明申請について】	
議長	<p>次に、議案第4号「現況証明申請について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>議案書は4ページをご覧ください。</p> <p>申請人は具谷にお住いの●●さんで、申請地は●●で、登記地目は田、現況は山林原野の非農地でございます。</p> <p>資料の12ページに位置図、13ページに農地でなくなった経緯、14ページに公図を付けてございます。本来なら農業委員の皆様と現地確認すべきでしたが、位置の特定に時間がかかり、資料での判断とさせていただきます。</p> <p>まず資料14ページの法務局で交付する公図ではピンクマークの箇所が●●となっておりますが、次の15ページでは森林簿の資料をお付けしたのですが、南北が公図と逆で、隣接する地番を見ても、公図とは南北が逆であり、申請の添付資料から勘案し、森林簿が正しいものとして、16ページには申請書に添付された現地写真をお付けいたしました。</p> <p>いつ頃からこの状態になったのかは不明とのことですが、現況に合った地目に変更するための申請です。以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ありがとうございました。これより、質疑に入ります。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。無いようでございますので、採決いたします。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案4号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【議案第5号 南越前町農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について】	

議長	次に、議案第5号「南越前町農業振興地域整備計画の変更に係る意見の決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>はい。ご説明いたします。</p> <p>資料は、17ページをご覧ください。町では農業振興地域の整備に関する法律に基づいて策定した農業振興地域整備計画の中で、優良農地として守る必要のある農地を農業振興地域内の農用地としています。この農用地に指定されている土地に住宅等を建設するときには農用地区域からの除外のための農業振興地域整備計画の変更をしなければいけません。資料18ページをご覧ください。農用地区域から除外するために行う農用地区域の変更は、次に掲げるすべての要件を満たす場合に限りすることができるとなっております。その要件とは矢印下の囲ってあるところをご覧くださいまして、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 計画内容に必要性かつ適当性があり、農用地区域外に代替すべき土地がないこと 2. 地域計画の達成に支障がないこと 3. 農用地の集団化、農作業の効率化及び農業上の効率的な土地利用に支障がないこと 4. 担い手に対する農用地の利用の集積に支障がないこと 5. 土地改良施設の有する機能に支障がないこと 6. 土地基盤整備事業の完了後8年以上を経過しているものであること。 <p>以上の要件をクリアしなければ、基本的には除外は認められておりません。</p> <p>では、申請の内容について説明をさせていただきます。議案書5ページをご覧ください。変更箇所は●●田、面積434㎡で、所有者は下牧谷にお住いの●●さんで、事業者は、●●さん、●●さんです。除外する目的は、●●と同居する●●さん●●さんご夫婦の農業後継者住宅建築をすることです。位置につきましては資料19ページをご覧ください。黄色枠の箇所が当該農地であり、北側にある住宅が現在居住されているご自宅となります。資料の20ページから22ページは配置図や住宅の平面図等です。</p> <p>除外申請につきましては、先ほどの除外の要件を全てクリアしました。</p> <p>今回、農業委員会の意見聴取についても要件の一つとなっていることから、本日の農業委員会において意見を求めるものでございます。また、現在、農業委員会のほか丹南農林総合事務所、越前たけふ農業協同組合にも意見照会中であります。</p> <p>今後の流れですが、農業委員会と関係機関の意見書をつけて、県に正式に事前調整の申し出を行う予定です。県の同意を得ることができましたら30日間の農業振興地域整備計画の公告縦覧、最後に15日間の異議申出期間が終了しましたら、除外が完了し、それから後に農地転用の手続きをすることになります。このまま順調に進みましたら、こちらの農地転用は11月に出てくる予定となっております。</p> <p>事務局からの説明は以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p> <p>無いようでございますので、採決に移りたいと思いますが、それでは、採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第5号は原案のとおり決定いたしました。</p>
【報告第1号および報告第2号 専決処分の承認について】	
議長	次に、報告第1号および報告第2号の「専決処分の承認について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局	<p>はい、ご説明いたします。</p> <p>議案書の 6 ページをご覧ください。報告第 1 号についてご説明いたします。南越前町長から、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）の作成等に係る意見決定を求められており、会長による専決処分といたしましたので、その結果をご報告いたします。</p> <p>次に資料の 23 ページをご覧ください。利用権設定する農地は合計 1 筆、705 ㎡で、貸し手の地権者は 1 名、借り手の耕作者は 1 名の方と中間管理機構が契約をするというものです。利用権設定日は令和 7 年 7 月 1 日です。契約期間は 10 年です。資料の 24 ページは契約に関する詳細な情報になります。</p> <p>続きまして、議案書は 7 ページをご覧ください。報告第 2 号についてご説明いたします。こちらも第 1 号同様に、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画（案）、こちらは耕作者のみが変更となる再貸付となります。促進計画（案）の作成等に係る意見決定を求められており、会長による専決処分したものです。資料 25 ページをご覧ください。利用権の再貸付を設定する農地は合計 91 筆、195,853 ㎡で、借り手の耕作者は 3 名の方と中間管理機構が契約をするというものです。利用権設定日は令和 7 年 7 月 1 日です。資料の 26 ページから 28 ページは契約に関する詳細な情報になります。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>はい。ありがとうございました。この件について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>（質問、意見なし）</p> <p>無いようでございますので、報告第 1 号および報告第 2 号は承認されました。</p>
【その他 について】	
議長	<p>続きまして、その他に移ります。それでは、事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>はい。その他として委員の皆様、今日はここにお越しではありませんが、農地利用最適化推進委員の皆様へのご協力をお願いをさせていただきます。</p> <p>昨年もこの時期にお願いしましたが、「農地パトロール」について、お手元の資料 1 でご説明させていただきます。</p> <p>皆様には再来週までには、地図をお送りしたいと思いますので、同じ担当区域の農地利用最適化推進委員さんと協力し、手分けしていただきながら農地の確認をしていただきたいと思います。</p> <p>また、福井県農業会議からパトロールの実施時期に併せて町の農業委員会に冊子が届いておりますので、参考としてご覧いただければと思います。</p> <p>次に「雇用のある事業者の熱中症対策の義務化」について、お手元の資料 2 をご覧ください。委員の皆様も、普段の圃場の見回りなどの際、お一人で作業されている方には熱中症への注意喚起をしていただき、農事業者の方にはぜひ、このチラシを掲示しているか、とお声がけしていただきますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。皆さんこの件に関し、何かご質問はございませんか。</p>
井上委員	<p>農地パトロールについて毎回思うが、明らかに「山林」となっているような登記地目が田や畑のところは何とかならないか。</p>

事務局	<p>農業委員会が農地パトロールで非農地判断をし、農地台帳から非農地として外し、土地の所有者に地目変更をするよう通知することが出来る。次回9月の農地パトロールから非農地判断にも取り組んでいくようにいたします。</p>
【次回農業委員会開催日について】	
事務局長	<p>次回農業委員会の日程でございますが、事務局案といたしましては、9月25日(木)午後1時30分からと考えておりますが、いかがでしょうか。</p> <p>(意見なし)</p> <p>それでは次回は9月25日(木)午後1時30分から、役場別館第1会議室で予定しております。次回の開催通知、農地の現地調査の日程につきましては、改めて通知させていただきます。よろしく願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、第14回南越前町農業委員会総会を終了いたします。</p> <p>閉会にあたりまして、小不動産会長職務代理者よりご挨拶をお願いいたします。</p>
小不動産会長職務代理者	<p>本日はありがとうございました。</p>
【閉会】 午後2時25分	